

消費者庁
任期付職員の募集について

消費者庁においては、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年法律第 125 号 (以下「任期付職員法」という。)) に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官 (消費者庁消費者安全課課長補佐級)

2. 職務内容

消費者庁消費者安全課は、消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること、消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故に関する措置に関すること及び食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること等を所掌事務としています。

今回募集する職員は、課長補佐級職員として、主に消費生活用製品安全法に基づく製品事故の再発防止に関する以下の業務について消費者安全課長を補佐します。

支えながら、主に以下の業務を行います。

(1) 消費生活用製品安全法に基づく事業者からの重大製品事故の報告の受付、公表に関する業務

消費生活用製品安全法 (昭和 48 年 6 月 6 日公布、昭和 49 年 3 月 5 日施行) を所管し (経済産業省との共管)、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、事業者より重大製品事故¹の報告を受理し、必要に応じ、事業者への指導、関係機関等から詳細情報等の聞き取りを行います。また、これらの事故情報を集約し、毎週 2 回、定期公表を行います (法第 36 条)。

(2) 重大製品事故を契機とした新規リコールに係る公表に関する業務

重大製品事故を契機としたリコール製品 (重大製品事故に関する調査の過程で判明した事由に基づきリコールを行った製品を含む) を集約し、消費者庁リコール情報サイトへの掲載・公表を行うほか、リコール情報の周知のための企画・立案を行います。

¹ 重大製品事故の要件は、死亡、重傷病 (治療に要する期間が 30 日以上を負傷、疾病)、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災である (法第 2 条)。

(3) 重大製品事故の事故原因の究明・再発防止に向けた関係省庁等との調整に関する業務

重大製品事故の事故原因の究明・再発防止に向けて、経済産業省等の関係省庁との調整を行う。経済産業省と合同で製品事故調査判定合同会議（第三者委員会）を開催し、重大製品事故の事故原因の究明、再発防止に向けて、具体的な検討を行う。検討結果については、同会議の審議を経て、公表を行う。

3. 募集人員

1名

4. 募集対象

次の職歴を有すること

大学卒業以上の学力を有し、行政機関又は企業における実務経験が18年以上あること。ただし、そのうち、10年以上は、製品に関する業務（製品の安全に関する研究や品質管理、法令業務等）に従事した経験があること。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分

国家公務員

8. 雇用期間

平成30年10月以降1年程度（更新もありえます）

9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日は除く。休日出勤、国内出張、早朝出勤・超過勤務が必要な場合があります。）

10. 勤務地

消費者庁消費者安全課（東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階）

11. 応募方法

(1) 提出書類

ア) 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。）

※「内閣府事務官（消費者庁消費者安全課課長補佐（重大製品事故）」志望と必ず明記すること。

イ) 志望理由（A4横書き、2,000字以内）

ウ) 職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）

※研究経験がある者は上記に加え研究業績（著書・論文等、A4横書き）を添付してください。

※なお、応募書類は返却いたしません。

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切り 平成30年7月25日(水)※必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

12. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査（1次選考）の後、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。提出締切り後2週間以内に連絡がない場合は、書類選考不合格となります。

13. 連絡先

（業務内容）消費者庁消費者安全課

電話 03-3507-9202（直通）

（勤務条件）消費者庁総務課人事係

電話 03-3507-9152（直通）